省　令

○厚生労働省令第百五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十七日　厚生労働大臣　三井　辨雄

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第九十一号を第九十九号とし、第八十七号から第九十号までを八号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四　五―ヨードインダン―二―アミン及びその塩類

第一条中第八十五号を第九十二号とし、第五十八号から第八十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十七号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四　一―（ベンゾフラン―六―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第五十六号を第六十二号とし、第四十三号から第五十五号までを六号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八　二―フェニル―二―（ピペリジン―二―イル）酢酸エチルエステル及びその塩類

第一条中第四十一号を第四十六号とし、第二十五号から第四十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九　二―（四―クロロ―二・五―ジメトキシフェニル）―Ｎ―（二―メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四　（四―エチルナフタレン―一―イル）（二―メチル―一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―イル）メタノン及びその塩類

二十五　一―（四―エチルフェニル）―二―（メチルアミノ）プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第二十号を第二十二号とし、第十四号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　一―（一Ｈ―インドール―五―イル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　Ｎ―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表中一―（四―メトキシフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

五―ヨードインダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百六十二号

オブジェクト識別子に係る推奨通信方式（平成二年郵政省告示第七百二十九号）第三の４の⑵のイの規定に基づき、次のとおりレベル４のオブジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。

平成二十四年十二月十七日　総務大臣　樽床　伸二

組織の名称	住所	オブジェクト識別子構成要素値
東京都足立区	東京都足立区中央本町一丁目一七番一号	1 1 3 1 2 1

○政治資金適正化委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年十二月十七日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四二九六	二四、一一、三〇	井上　晋一
四二九七	二四、一一、三〇	齋藤　嘉一
四二九八	二四、一一、三〇	平丸　紀一
四二九九	二四、一一、三〇	長谷川　敬
四三〇〇	二四、一一、三〇	石橋克比古
四三〇一	二四、一一、三〇	井上　春海
四三〇二	二四、一一、三〇	髙橋麻美子
四三〇三	二四、一一、三〇	徳**眷**　英司
四三〇四	二四、一一、三〇	矢田　伸介
四三〇五	二四、一一、三〇	井上深帆名

○法務省告示第五百十六号

山形県西村山郡朝日町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年一月十七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、朝日町役場又は山形地方法務局寒河江支局に照会すること。

平成二十四年十二月十七日　法務大臣　滝　実

山形県西村山郡大谷村大字玉ノ井乙二百七十九番地乙号　堀　小吉

○法務省告示第五百十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十二月十七日　法務大臣　滝　実

住所　大阪市平野区平野馬場１丁目15番10―11号　金直紀　昭和60年７月５日生

住所　神戸市灘区一王山町２番22―602号　張帆　昭和57年10月12日生

熊薇　昭和58年11月19日生

住所　神戸市灘区琵琶町１丁目５番16号　吳茂　昭和41年３月16日生

住所　兵庫県西宮市中須佐町７番19号　梁相美　昭和58年12月17日生

住所　兵庫県明石市船上町９番８―36号　欒月　昭和55年４月19日生

住所　和歌山市毛見360番地26　金相徳　昭和18年10月22日生

住所　横浜市中区弥生町１丁目６番地　金祉延　昭和59年３月１日生

住所　横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　盧丹　昭和53年10月10日生

住所　川崎市中原区上小田中２丁目20番16号　劉偉　昭和59年３月２日生

住所　川崎市中原区上小田中２丁目20番16号　張広斌　昭和58年７月24日生

住所　横浜市港北区鳥山町657番地１　金成淑　昭和59年２月11日生

住所　横浜市戸塚区矢部町802番地２　李玉姫　昭和58年４月２日生

住所　京都市左京区下鴨萩ケ垣内町24番地１　丁明香　昭和58年10月16日生

住所　名古屋市守山区今尻町303番地１　柳眞美　昭和59年７月５日生

住所　長野市篠ノ井御幣川80番地２　曽立娜　昭和55年１月23日生

住所　山口県岩国市今津町１丁目１番４―801号　趙雄大　昭和13年12月28日生